

制定 昭和60年 6月18日  
改定 平成14年 9月30日  
改定 平成21年 3月23日

## 役員退職手当規程

(総則)

第1条 財団法人製造科学技術センター（以下「本財団」という。）に常勤する役員（以下「役員」という。）に対する退職手当の支給については、この規程に定めるところによる。

(退職手当の支給基準)

第2条 本財団の役員が退職したときは、退職手当を支給する。ただし、役員が寄附行為第20条の規定により解任されたとき（役員が心身の故障により解任された場合を除く。）は、その者に対しては退職手当を支給しない。

2 役員が任期満了の日又はその翌日において再び役員に任命されたときは、その者に対する退職手当の支給については引き続き在職したものとみなす。

(退職手当の額)

第3条 役員に対する退職手当の額は、退職時におけるその者の本俸月額 $\frac{100}{分}$ の28に相当する額に在職月数を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算し、暦に従って計算する。

2 前項の規定により計算した在職期間に1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

(退職手当の支給対象)

第5条 退職手当は、退職した当該役員（その者が死亡により退職したときは、その者の遺族）に対して支給する。

2 前項の遺族の範囲及び支給順位については、次によるものとする。

(1) 当該役員が遺言又はあらかじめ書面をもって本財団に対し退職手当の受給者を指定したときは、その指定された者に対して退職手当を支給する。

(2) 前号以外の場合は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定に準じて退職手当を支給する。

(遺族の受給資格証明)

第6条 遺族が退職手当の支給を受けるときは、住民登録謄本等遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、所得税その他法令等により控除すべき額を控除し、その残額を特別

の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(端数の処理)

第8条 退職手当の計算の結果100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

#### 附 則 1

この規程は、昭和60年6月18日から施行し、同年5月27日から適用する。

#### 附 則 2

1. 第3条は、平成14年9月30日から施行し、平成14年9月1日から適用する。
2. 平成14年9月1日の前日に在籍する役員が、平成14年9月1日以降引き続いて在籍した後に退職した場合に、当該役員の退職手当の額は、第3条の規程にかかわらず、平成14年8月31日における本俸月額 $\frac{100}{36}$ に相当する額に平成14年8月31日までの在籍期間の月数を乗じて得た額と退職の日における本俸月額 $\frac{100}{28}$ に相当する額に平成14年9月1日から退職の日までの在籍期間の月数を乗じて得た額の合計額とする。

#### 附 則 3

1. 財団の都合により、本俸月額が削減された場合（懲戒処分による場合を除く）においては、第3条の規程にかかわらず、次の金額の合計を退職手当の額とする。
  - (1) 本俸月額が削減される直前の月末に退職するとした場合の退職手当の額
  - (2) 改訂後の本俸月額で計算した月毎の退職手当の積み増し額
2. この規程は、平成21年3月23日から施行し、同年3月1日から適用する。